

(目的)

第1条 この条例は、本市における企業の立地を促進するため必要な助成措置を行うことにより、産業の振興と雇用機会の拡大を図り、もって経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所、工場、事務所、研究所その他事業を営むための用に供する施設をいう。
- (2) 新設 市内に事業所等を有していない者が市内に新たに事業所等を設置すること又は市内に事業所等を有する者が既設の事業所等以外に異なる業種の事業所等を市内に設置することをいう。
- (3) 増設 市内に事業所等を有する者が既設の事業所等のほか、同一業種の事業所等を市内に設置すること又は既設の事業所等の敷地内若しくはこれに隣接して既設の事業所等を拡充することをいう。
- (4) 移設 市内に事業所等を有する者が当該事業所等を市内の他の場所に移転することをいう。
- (5) 事業者 事業所等を新設、増設又は移設し、自ら当該事業所等を使用して事業を行う法人及び個人をいう。
- (6) 操業開始 事業所等を新設、増設又は移設し、事業を開始することをいう。
- (7) 固定資産 地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する土地、家屋及び償却資産をいう。
- (8) 投下固定資産 事業所等を新設、増設又は移設するために新たに取得した固定資産をいう。ただし、規則で定めるものを除く。
- (9) 借上料等 事業所等を新設、増設又は移設するために新たに借り上げた固定資産に要する費用及びその他規則で定める費用をいう。
- (10) 基準日 操業開始以後に毎年到来する操業開始の日に当たる日をいう。
- (11) 常時雇用従業員 年間を通じて常時雇用する従業員をいう。ただし、賃金が日額又は時間額で定められている従業員を除く。
- (12) 新規雇用従業員 操業開始に伴い新たに雇用した常時雇用従業員で基準日において、1年以上本市に居住し、かつ、1年以上引き続き雇用された者をいう。
- (13) 基準従業員数 操業開始の日の1年前における常時雇用従業員の数をいう。

(助成措置)

第3条 市長は、事業者に対し、助成措置として次に掲げる助成金を交付することができる。

- (1) 事業所等立地助成金
- (2) 事業所等設置助成金
- (3) 雇用促進助成金
- (4) 事業所等借上助成金

2 助成金の額並びに交付の要件、時期及び期間は、別表第1のとおりとする。

3 この条例による助成金と、飛騨市企業振興条例(平成16年飛騨市条例第180号)、飛騨市工場適地移転事業奨励金交付条例(平成16年飛騨市条例第184号)及び飛騨市工場適地移転事業資金利子補給条例(平成16年飛騨市条例第185号)による奨励金及び補給金との併用は認めない。

(助成金対象業種)

第4条 助成金の交付の対象となる業種は、農業、製造業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、道路貨物運送業、高等教育機関、専修学校、学術・開発研究機関、コールセンターその他規則で定めるものとする。

(指定事業者)

第5条 市長は、事業者が新設、増設又は移設しようとする事業所等が別表第2に規定する指定の要件に適合し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、当該事業者を助成金の交付の対象となる事業者(以下「指定事業者」という。)として指定するものとする。

2 市長は、特に必要があると認める事業者については、前項の規定にかかわらず、指定事業者として指定することができる。

3 市長は、指定事業者を指定する場合において、公害防止に関する協定の締結その他必要な条件を付すことができる。

4 指定事業者の指定を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定等)

第6条 指定事業者が助成金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請し、助成金の交付の決定を受けなければならない。

(助成金の不交付)

第7条 市長は、前条の申請を行った指定事業者が別表第1に規定する交付の要件に適合しない場合は、助成金を交付しない。

(変更の届出)

第8条 [第5条第4項](#)の規定により指定事業者の指定を申請した事業者及び指定事業者は、[同項](#)の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、指定事業者から[前項](#)の届出があったときは、[第5条第3項](#)の規定により付した条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定事業者が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、助成金の交付を停止し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) [第5条第3項](#)若しくは[前条第2項](#)の規定により付した条件又は[同項](#)の規定により変更した条件に違反したとき。

(2) 操業開始後10年以内に、操業の休止若しくは廃止又はこれと同様の状態に至ったとき。

(3) 事業所等をその事業以外の用途に供したとき。

(4) 市税その他本市に納付すべき使用料等の未納があるとき。

(5) 偽りその他不正な行為により助成措置を受けようとし、又は受けたとき。

(6) [この条例](#)又は[この条例](#)に基づく規則に違反する行為があったとき。

(7) その他市長が助成措置を行うことが不相当と認めたとき。

(報告及び調査)

第10条 市長は、[第5条第4項](#)の規定により指定事業者の指定を申請した事業者及び指定事業者に対し、その指定に係る事業所等の設置その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(その他の支援)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、用地等の確保に関する協力、労働力の確保に関する協力、資金の確保に関する協力その他の支援を行うことができる。

(委任)

第12条 [この条例](#)に定めるもののほか、[この条例](#)の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 [この条例](#)は、平成20年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後に操業開始する事業所等について適用する。

(飛騨市企業誘致等条例の廃止)

2 [飛騨市企業誘致等条例\(平成16年飛騨市条例第183号\)](#)は、廃止する。

(経過措置)

3 廃止前の飛騨市企業誘致等条例により奨励措置を受けている事業者が、操業開始日において[本条例](#)の指定要件を満たしていると認められる場合、[第3条第1項第2号](#)及び[第3号](#)の助成金について操業開始日から[本条例](#)が適用されているとみなし、[本条例](#)施行日以降について助成金の交付対象とすることができる。なお、この交付対象とすることができる事業者(以下「従前事業者」という。)の事業所等を事業譲渡等により別の事業者(以下「新事業者」という。)が取得した場合において、新事業者が[本条例](#)による指定の要件を満たす場合は、従前事業者と同様第3条第1項第2号及び第3号の助成金に限り、従前事業者に対して交付可能であった期間の残存期間について交付の対象とする。

附 則(平成22年3月23日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年10月12日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第1雇用促進助成金の項交付の要件の欄及び別表第2雇用促進助成金の項指定要件の常時雇用従業員の数の欄の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成23年3月28日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の飛騨市企業立地促進条例の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月26日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条、第7条関係)

助成金の種類	交付の要件	助成金の額	交付の時期及び期間
事業所等立地助成金	(1) 新設の場合は、操業開始に伴い新たに雇用した常時雇用従業員数が5人以上であること。 (2) 増設又は移設の場合は、操業開始日における常時雇用従業員数が基準従業員数より5人以上増加していること。	投下固定資産取得価額(国県等の補助金を受けて取得した投下固定資産にあっては、当該投下固定資産取得価額から当該補助金額を控除した額とする。)の100分の10以内の額で、3億円を限度とする。	操業を開始した年度又は翌年度から交付する。ただし、助成額が1億円以上2億円未満の場合は2年間、2億円以上の場合は3年間の分割交付とする。

事業所等設置助成金		投下固定資産に対して賦課された固定資産税の納付額以内の額で、1年間に5,000万円を限度とする。	操業開始後初めて賦課された年度から10年間。ただし、 <u>商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う飛騨市固定資産税の特例に関する条例</u> の適用を受けた場合は7年間
雇用促進助成金	(1) 新設の場合は、操業開始に伴い新たに雇用した常時雇用従業員数が1人以上であること。 (2) 増設又は移設の場合は、操業開始日における常時雇用従業員数が基準従業員数より1人以上増加していること。	新規雇用従業員の数に年間20万円を乗じて得た額。ただし、増設又は移設の場合における限度額は、基準日における常時雇用従業員の数から基準従業員数を差し引いた数に20万円を乗じて得た額とする。	最初の基準日到達の年度から5年間
事業所等借上助成金	基準日において、当該基準日前1年間に支払った借上料等が240万円以上であること。ただし、市有地の借上料については、この限りでない。	基準日前1年間に支払った借上料等の100分の50以内の額で、1年間に2,000万円を限度とする。ただし、市有地の借上料については、当初3年間100分の10の額とする。	最初の基準日到達の年度から5年間

別表第2(第5条、第9条関係)

助成金の種類	指定の要件	
	投下固定資産総額又は年間の借上料等	常時雇用従業員の数
事業所等立地助成金	投下固定資産総額見込額(国県等の補助金を受けて取得する見込の投下固定資産にあつては、当該投下固定資産総額見込額から当該補助金の見込額を控除した額とする。)が2,700万円を超えること。	(1) 新設の場合は、操業開始に伴い、新たに雇用した常時雇用従業員及び新たに雇用する見込みの常時雇用従業員の数が5人以上であること。
事業所等設置助成金		(2) 増設又は移設の場合は、操業開始の日における常時雇用従業員数が基準従業員数より5人以上増加していること。
雇用促進助成金		(1) 新設の場合は、操業開始に伴い、新たに雇用した常時雇用従業員及び新たに雇用する見込みの常時雇用従業員の数1人以上であること。 (2) 増設又は移設の場合は、操業開始の日における常時雇用従業員数が基準従業員数より1人以上増加していること。
事業所等借上助成金	年間の借上料等の見込額が240万円以上であること。ただし、市有地の借上料については、この限りでない。	操業開始日における常時雇用従業員数が基準従業員数より5人以上増加していること。